

第139回  
青森県都市計画審議会  
議事録

平成27年 8月20日(木)

日 時：平成27年 8月20日（木） 午後2時から

場 所：青森県庁 西棟8階大会議室

出席者：会長 氏家 良博  
委員 工藤 淳子  
委員 佐々木 弘子  
委員 篠崎 有香  
委員 田中 正子  
委員 豊田 育郎 （代理：栃沢 一成）  
委員 川瀧 弘之 （代理：高橋 秀典）  
委員 永松 健次 （代理：石川 智弘）  
委員 山本 和毅 （代理：服部 修）  
委員 森内 之保留  
委員 岡元 行人  
委員 熊谷 雄一  
委員 澤口 勝

以上13名出席

議 事 議案第1号 建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置  
(八戸市長許可) について

(司会)

定刻となりましたので、ただいまから、第139回青森県都市計画審議会を開会いたします。

本日は、傍聴者がいらっしゃいますので傍聴される方をお願いいたします。

原則として、審議会開会以降の入室及び退出後の再入室はご遠慮くださいますようお願いいたします。

当審議会におきましては、傍聴人の会議中での発言、拍手、写真撮影、録音等の行為、その他会議の進行に支障をきたすような行為は慎んでくださるようお願いいたします。このことを守らなかった場合は退場していただくことがございますので、ご協力のほど宜しくをお願いいたします。

(司会)

それではまず今回、第1号委員の欠員に伴う新たな選任と第2号委員の人事異動に伴う委員の異動及び第4号、第5号委員の任期満了に伴う改選によりまして、委員に異動がございましたので、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと思っております。

第1号委員は、学識経験を有する皆様でございます。

弘前大学名誉教授の氏家良博様でございます。

一般社団法人青森県建築士会理事の工藤淳子様でございます。

青森県ビックウーマンの佐々木弘子様でございます。

特定非営利活動法人あおもり男女共同参画を進める会副理事長の篠崎有香様でございます。

公益社団法人青森観光コンベンション協会の田中正子様でございます。

そして、本日は諸都合により欠席されておりますが、今回から新たに馬渡龍様にご就任していただいております。

馬渡氏は、独立行政法人国立高等専門学校機構八戸工業高等専門学校の産業システム工学科都市環境・建築デザインコース准教授として、建築計画を専門とし、建築環境工学や都市計画などを研究しておられます。また、八戸市において、平成22年から都市計画審議会委員、平成26年から建築審議会委員などを務められておられます。

続きまして、第2号委員は関係行政機関の皆様でございます。

東北農政局長の豊田育郎様でございますが、本日は代理として東北農政局農村振興課、課長補佐の栃沢一成様がご出席されております。

東北地方整備局長の川瀧弘之様でございますが、本日は代理として青森河川国道事務所、副所長の高橋秀典様が出席されております。

東北運輸局長の永松健次様でございますが、本日は代理として青森運輸支局、支局長の石川智弘様が出席されております。

青森県警察本部長の山本和毅様でございますが、本日は代理として青森県警察本部交通規制課、交通規制官の服部修様が出席されております。

続きまして、第4号委員は県議会議員の方でございます。

森内之保留様でございます。

そして、今回新たにご就任いただきました、岡元行人様でございます。

同じく、熊谷雄一様でございます。

続きまして、第5号委員は市町村の議会の議長を代表する方でございます。

こちら今回新たにご就任いただきました、青森県町村議会議長会会長の澤口勝様でございます。

また、本日は欠席されておりますが、第3号委員として青森県市長会会長の鹿内博様にご就任いただいております。

なお、本日の出席状況につきまして、委員15名のうち、13名の出席となっております。委員の2分の1以上となりますので、この会議が成立することをご報告申し上げます。

続きまして、当審議会の庶務に従事する幹事のご紹介をさせていただきます。今回から新たに幹事を務めます、青森県県土整備部都市計画課長の中野隆蔵です。

同じく幹事を務めます建築住宅課長の田澤藏光です。

それでは本日、八戸市から付議された1件の議案について、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

まず、お配りしております資料の確認を行わせていただきます。

1ページに第139回青森県都市計画審議会次第、2ページに委員名簿及び出席状況、3ページに委員席図となります。

次に、議案書です。

A3判横の議案第1号の参考資料です。

また、本日追加で机の上に配布させていただいた資料が、「議案第1号に関する補足説明資料」として資料1～4のA4版4枚と「法51条ただし書き許可に基づいた今回の計画の検討」という資料のA4版2枚を配布させていただいております。

不足などございましたら事務局までお申し付けください。

それでは、青森県附属機関に関する条例第6条の規定によりまして、会長が会議の議長となりますので、氏家議長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

(氏家議長)

はい。それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

早速ですが、最初に慣例によりまして、私の方から議事録署名委員お二方を指名させていただきます。工藤委員と熊谷委員にお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(工藤委員・熊谷委員)

はい。

(氏家議長)

ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

それでは議案の審議に入ります。議案第1号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）」について、ご審議をお願いいたします。議案の内容につきまして、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

八戸市建築指導課の今野と申します。よろしくお願ひ致します。

それでは、議案第1号「建築基準法第51条による産業廃棄物処理施設の敷地の位置（八戸市長許可）」について、ご説明いたします。

はじめに、関係法令等についてご説明申し上げます。

お手元に、お配りしております資料1「議案第1号に関する補足説明資料」をご覧ください。

上段には、建築基準法第51条の条文を記載しております。

その条文では、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。」と規定されております。

本日の案件は、一事業者が建設する施設であり、恒久的かつ広域的な処理を行うもの、また公共性を有していると認めがたく、その敷地の位置を都市計画決定することにはそぐわないことから、この条文にあるただし書きの規定に基づき、当審議会へ付議したものであります。当審議会の議が得られれば許可できることとなります。

下段の記載は、建築基準法第51条ただし書き許可に基づいた計画の検討事項についてです。それぞれについて検討が行われ、市街地への環境に影響はないなどと審査された上で、当審議会へ付議されております。

次に資料2をお開きください。産業廃棄物処理施設に関する建築基準法上の手続きをフロー化したものです。

真ん中の下あたり、網がけの部分が本日の審議となっております。

次に資料3をお開きください。左側が産業廃棄物処理施設に関する建築基準法の手続きフローであり、右側が廃棄物処理及び清掃に関する法律の手続きフローとなっております。

現在、県の環境生活部環境保全課で、廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づく許可手続きが、建築基準法上の手続きと並行し進められており、設置許可を受け使用前検査を実施する段階となっております。

次に資料4をお開きください。本日の案件は、この表の中で、網がけの部分、廃プラスチック類の破砕・1日あたり80tにおいて処理能力が基準値を超えることから「その他の処理施設」に該当するとともに、木くず・がれき類の破砕・1日あたり80tを含め、黒太枠部分が廃棄物処理法の適用を受けません。

それでは、本題の議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書は1～3ページ。参考資料は1～4ページとなっております。

参考資料を2枚めくっていただきますと申請地を含む都市計画図となっております。

申請者は、八戸セメント株式会社、代表取締役社長 青木泰宏。

敷地の位置は、図面の中央部分に赤色で囲まれたところで八戸市豊洲3-6、青森県が造成し、販売した八戸港ポートアイランド内となっております。当該地は、工業専用地域となっており、敷地面積は14,475.96㎡でございます。

次のページをお開きください。

左下から1～2行目に破砕能力が明記されております。

今回の施設は、先程も申し上げましたとおり、廃プラスチック類を1日80t、木くず他、紙くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず等を1日80t破砕する施設であり、今回許可の対象となるのは、廃プラスチック類の部分となります。

右の図をご覧ください。

申請建物は、平屋建ての工場棟で構成され、建築面積・延べ床面積とも1,352.00㎡となっております。

なお、当該建物は申請者から当初、有価物の木くず保管庫として建築確認申請があり、すでに保管庫として完成しておいております。その後、採算性の観点から廃棄物処理施設へ用途変更したい旨の意思表示があったものです。

次に、敷地の位置が都市計画上支障ないか否かについてご説明いたしますので、戻りまして「建築基準法第51条ただし書き許可に基づいた計画の検討事項」が書かれております資料1の下段を参照ください。

これらの項目につきまして、別添でお配りしております「法第51条ただし書き許可・・・に基づいた今回の計画の検討」という資料を用い、ご説明いたします。

まず、「都市内の位置」についてであります。その中で、上位計画の位置づけについては、第5次八戸市総合計画および都市計画マスタープランに支障が出るような場所ではありません。計画地は八戸港ポートアイランドの工業専用地域内にあり、市街化が見込まれる場所でもありません。

あおもりエコタウンプランでは、八戸市を中心とした県内全域で、環境リサイクル産業の振興等を目指すものとしているため、リサイクル事業に関してはなるべく積極的に認めていくべきものであります。

次に、都市内の産業廃棄物処理施設の配置という点では、計画地は都市計画法第9条で定められた臨港地区内の工業専用地域に位置しています。周辺は、大型車両の通行に配慮された臨港道路に接しているため効率性も良く、また市街地への環境に影響はないと考えられます。

続いて、「立地区域・敷地条件」に移ります。

用途地域については、住宅系用途地域ではなく、近隣に住宅も密集しておりません。また、事業計画でも排ガス、悪臭、排水が発生しないこととなっているため、環境への影響はないと考えられます。

他法令・立地規制区域については、埋蔵文化財の包蔵地ではありません。また、土砂災害特別警戒区域でもありません。

当該敷地の周辺建築物からの隔離距離についてですが、学校、保育園、病院、福祉施設等からは、一番近いところでも2km以上離れており、計画地及び周辺は工業専用地域であるため、民家は存在しません。

接道道路幅員については、計画地は3方向臨港道路に接道しており、幅員17.5mの当該臨港道路から出入りするため、地域交通等に及ぼす影響はないと考えられます。

続いて、「施設計画」についてです。

敷地の規模・形状については、廃棄物（廃プラスチック類・木くず）の破碎処理により再生原材料として有効利用することになり、八戸地域での再資源化の有効活用に一役買うこととなります。

駐車場の確保については、運搬車の駐車スペースは、作業内容に見合った分として5台分が確保されています。

最後に、「交通処理」についてであります。

搬出入経路・ルートとしては、幅員17.5mの当該臨港道路から進入します。使用予定の車両は1日延べ21台であり、付近の道路状況と比較しても、騒音・振動等の発生に関しての影響は少ないと考えられます。

交通量については、計画地は海面埋立地にあり、市街地の主要道路より約1km程度離れています。使用予定の車両は1日、延べ21台と少なく、付近の

道路状況と比較しても、交通量の増加に関して影響はないものと考えられます。

次に、許可対象施設の概要につきまして「パワーポイント」でご説明いたします。

「概要」は、既に説明した内容となっております。

「施設の設置場所」は、中央上部の赤色で囲まれた八戸港ポートアイランド内の八戸市豊洲3-6です。中央には、八戸港ポートアイランドと陸地を結ぶシーガルブリッジ、河原木地区と白銀地区を結ぶ八戸大橋があり、左側には石油基地があります。八戸セメント株式会社は、中央下部の青色で表示した位置となります。

次に「運搬経路図」についてですが、搬入は排出元より①八戸大橋ルート、②八太郎トンネルルート、③産業道路ルート等から工業専用地域内の臨港道路に集まり、シーガルブリッジを経由して、八戸港ポートアイランド内の赤色で囲まれた部分の施設に搬入します。施設内で破碎された廃棄物は、シーガルブリッジ、八戸大橋を経て白銀地区を通り、主要地方道八戸環状線、国道45号線を経て八戸セメント株式会社へ運ばれます。

また、搬入出収集運搬車につきましては、収集運搬業者の所有する産業廃棄物運搬用のトラックを使用します。

本施設の稼働に伴い、新たに生ずる最大交通量は、1日あたり21台程度と予測しております。もともとの交通量としては、八戸港を縦断する八戸大橋道で約20,000台/12h、八戸港ポートアイランドと陸地を結ぶシーガルブリッジでは約1,400台/12hであり、今回の交通量増加による渋滞等の影響はないものと判断しております。

次に「施設配置図」についてですが、産業廃棄物搬入車両は臨港道路より左折し、画面下側の正門から入場して、トラックスケールで計量します。その後、右回りで施設正面出入口より進入し、産業廃棄物を施設内で荷下ろしします。荷下ろし後は、入場の逆ルートを走行し、トラックスケールを経て退場します。

次に「全体構想図の平面図、内観完成写真」についてですが、縦26m、横52mの建築物であり、床には20cmのコンクリート舗装で施工しております。

次に「全体構想図の立面図、外観完成写真」についてですが、壁は高さ5m、厚さ30cmのコンクリート壁（赤色部分）であり、上部（青色部分）は鋼板で覆い、景観を損なわないように配慮しております。

次に「全体構想図の出入口扉」についてですが、出入口は、高さ5m、幅9.2mにスライド式の鋼板扉を設置し、搬出入時以外は閉めておきます。

次に「全体構想図の破碎機の仕様」についてです。



破砕機は自走式木材破砕機で、キャタピラでの自走（移動）となります。全長 8.1 m、全幅 2.5 m、全高 3.1 m、エンジン出力 122 KW と小規模でコンパクトな破砕機であります。また、エンジンは二酸化窒素、浮遊粒子状物質（PM）の排出を最小限に抑えた低公害エンジンを搭載した「特定特殊自動車排出ガス基準適合車」となっております。稼働時間は午前 8 時～0 時までの 16 時間とし、深夜稼働を控え、環境に配慮した時間帯としております。

次に「全体構想図の置場、破砕機及び車両の配置図」についてです。

施設内での配置ですが、画面中央上部の出入口より運搬車両はバックで進入し、施設中央付近で荷下ろした後、前進して退出します。

荷下ろした産業廃棄物は重機で赤色部分の受入品置場へ移動させます。破砕機は移動式であるため施設内走行は可能ですが、主に施設出入口右側中央付近に設置し稼働させ、破砕後は青色部分の破砕品置場へ移動させます。なお、重機及び破砕機の稼働は、出入口扉を閉めて稼働させ、粉塵の飛散及び騒音・振動の防止を図ります。その後、破砕品を運搬車両にて八戸セメント株式会社へ運搬します。

次に「破砕物の処理フロー」についてです。

破砕施設で破砕したものは、許可のある運搬車両にて八戸セメント株式会社工場内保管庫へ運搬、荷下ろしをします。保管庫より場内トラック車両にて燃料代替投入設備へ投入し、セメント製品を製造する際の原料・燃料として活用します。原料・燃料はセメント焼成炉内において、全てセメント製品となりリサイクルされます。なお、セメント焼成炉は 1450℃ の高温焼成炉のため、ダイオキシン等有害物質の発生はありません。

次に環境対策をご説明いたします。

環境対策については、県の環境保全課で検討し問題の無いため、すでに廃棄物処理法の施設設置許可がおりており、使用前検査を実施する段階です。県の環境保全課に提出した廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設の設置許可申請書に添付されている「生活環境影響調査書」にある内容に基づき、ご説明いたします。

はじめに、大気汚染については、破砕施設は建屋内に設置し、出入口扉は必要以外閉めておくため粉塵の飛散はありません。また、運搬車両の走行による窒素酸化物、浮遊粒子状物質（PM）の発生は、1 日 21 台程度であるため、調査値による大型交通量と比較しても、周囲に及ばず影響は少ないと考えられます。

次に水質汚濁については、排水を伴う作業はないため、施設からの排水の発生はありません。また、施設床面をコンクリート舗装しているため、地下浸透はしません。

次に悪臭については、取扱う産業廃棄物は悪臭の発生はなく、悪臭あるものは受入しません。また、搬出入時はトラックの荷台をシート等で覆い、臭気がある場合の飛散防止を図ります。

続いて、騒音・振動の影響につきましては、破碎施設内で破碎機、重機が稼働した場合、最も影響が高いと思われる場所が赤印地点という前提のもと、青印の敷地境界測定点No. 1～No. 4において、予測を行いました。

騒音・振動については、申請地は工業専用地域であり、規制を定めていない地域であることから、環境保全目標値を工業地域における規制値を参考にし、自社目標値を設定しております。施設が稼働した場合、敷地境界線での予測値は、環境保全目標値より下回っているため、生活環境に与える影響は少ないと考えます。

以上のことから、当該施設の計画について、その敷地の位置が都市計画上、支障がないと考えます。

既に、県の廃棄物処理施設の設置許可が下りていることから、本日の当審議会の議を経まして、建築基準法第51条ただし書きの規定により建築を許可したいと考えております。

以上をもちまして、議案の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

(氏家議長)

ありがとうございました。ただいま説明がありました議案第1号につきまして、委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお受けしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(工藤委員)

騒音と振動の予測値について、これは実際に稼働してから、もう一度実測するということでよろしいのですか？

(事務局)

まだ実際に稼働しておりませんので、こちらの建築許可が下り設置された段階で、実際に測定します。その中で、数値が下回っていればよろしいのですが、下回っていなかった場合は、何かしらの対策をして、自社目標値を下回るような対策をします。

(佐々木委員)

同じく騒音と振動に関することについて、数値で表示しておりますが、どのくらいの体感があると考えればよろしいのでしょうか。

(事務局)

騒音や振動のスペシャリストではないので詳しいことは言えませんが、実際に生活環境影響調査をする際に、まだ設置されていない何もない段階で、既存の騒音や振動の測定をしております。何もしなければ40 dB程度ですが、たまに脇でトラックが通ったりすると60 dBくらいまで数値がはね上がるというような体感のイメージとを考えていただければ良いかと思えます。

(氏家議長)

ほかにございますでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等ないようですので、お諮りいたします。

議案第1号については、原案どおり決することにご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(氏家議長)

それではご異議ないようですので、議案第1号については原案どおり決定することといたします。

これで、本日の審議案件は終了いたしました。つきましては、八戸市長に対し、「原案のとおり議決された」旨、答申することといたします。

それでは、進行を司会の方にお返しいたします。

(司会)

皆様方には、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第139回青森県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

この議事録が、審議の内容と相違ないものと認め、署名する。

議 長 \_\_\_\_\_

署 名 者 \_\_\_\_\_

署 名 者 \_\_\_\_\_